

金沢市バレーボール協会内規

平成元年 施行

改正 平成 5 年

〃 平成 7 年

〃 平成 8 年

〃 平成15年

〃 平成16年

〃 平成19年

〃 平成22年

〃 平成25年

〃 平成29年

1. 第5条及び第7条における競技者及び役員は、別途定める「金沢市バレーボール協会倫理規定」を遵守するものとする。
2. 第10条にいう相談役・顧問・参与は、下記の該当するものより選出する。
 - (1) 相談役は金沢市バレーボール協会の運営・伸展に努め、それに寄与するものをこれにあてる。
 - (2) 顧問は歴代会長及び金沢市バレーボール協会に功績のあったものをこれにあてる。
 - (3) 参与は金沢市バレーボール協会に功績のあったものをこれにあてる。
3. 常任理事（事務局長及び会計を含む）は、会長及び理事長の指名により30名以内とする。
4. 理事は、会長指名若干名及びチームの代表者1名とする。
5. 第17条に定められた会議のほか、必要に応じ会長または理事長が招集する会議を開催することができる。
6. 第20条にいうチーム負担金及び参加料は、次のとおりとする。

(1) チーム負担金	・一般	6・9人制		5,000円
	・一般	ソフトバレーボール		2,000円
	・大学			3,000円

※ ただし、小中高生チームの負担金については無料とする。

(2) 参加料	・6・9人制の大会	1チーム	5,000円
	・ソフトバレーボールの大会	1チーム	2,000円
	・小学生の大会	1チーム	3,000円
7. 役員の出張旅費は、その都度理事長及び総務委員長の協議で決める。
8. 金沢市バレーボール協会に登録したチームが、金沢市の代表として協会が派遣する大会及び石川県代表として全国大会に出場する時に激励金を授与する。
9. 金沢市の代表として、出場権を得たチームでその大会に出場しなかった時は、そのチームにペナルティを科す事ができる。ペナルティは、常任理事会の議決を経て決める。ただし、理事長及び競技委員長が認めた場合においてはこの限りではない。
10. 本協会主催の場合は、加盟チームの出場する試合のみであり、競技会の後援及び協賛は、常任理事会の議決を経て決める。
11. 競技会の参加申込をして棄権したときは、参加料を納入するものとする。納入を拒否したときは、常任理事会の議決により以後の大会の出場を停止することができる。

12. 加盟チームは、公認審判員を所属させるものとする。その大会において審判員として競技運営にあたること。
13. 表彰については別途表彰規定による。
14. その他、慶弔に関することはその都度会長及び理事長が協議し、その結果は常任理事会で報告するものとする。